

令和4年第1回(3月)定例会

令和4年3月10日（木）午前9時から和木町役場議事堂において、
第1回和木町議会定例会を再開する。

○出席議員（10名）

1 番	津 島 宏 保	
2 番	栗 本 詠 子	
3 番	嘉 屋 富 公	
5 番	上 田 丈 二	
6 番	中 村 充 子	
7 番	上岡 富士 夫	
8 番	小 林 秀 嘉	
9 番	森 脇 明 美	
10 番	灰 岡 裕 美	副議長
11 番	兼 本 信 昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	米 本 正 明	
副 町 長	田 中 雅 彦	
企画総務課長	渡 邊 良 平	
税 務 課 長	吉 岡 司	
住民サービス課長	鳥 枝 靖	
都市建設課長	村 岡 辰 浩	
保健福祉課長	坂 本 啓 三	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	森 本 康 正	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	田 中 敬 子
書 記	松 島 久 子

開 会 9時00分

議 長 これより本日の会議を開きます。

議 長 本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

議 長 日程第1 一般質問を行います。
質問の通告が4名です。通告順に質問を許可します。
質問順位1番 9番議員 森脇明美君。

議 長 森脇明美君。

森 脇 議 員 おはようございます。
通告に基づきまして一般質問を行います。
コロナ禍で全国的に高齢者の孤立や認知症が増えている中、
本町の高齢者への取り組みの現状と対策について伺います。
近所で80代のひとり暮らしのAさんから、2年前からコロナ禍で月2回開催されていたサロンに出席できなかつたり、週1回やっている好きなカラオケの集まりも出来なくなり、大変残念だと話しておられました。ひとり暮らしなのでずっと自宅に閉じこもり、友達と話す機会もなくなって、皆と会えないので寂しい思いをしているようでした。他にも同じような思いをされている方がおられると聞いています。
そこで最初に質問ですが、コロナ禍のため、自宅でヘルパー等の介護を受けておられる高齢者の身体機能、認知機能の影響についてどのくらい認識しておられますか。また、実態は把握しておられますか。また、家で生活していてまだ介護を必要としない高齢者、たとえば、今述べたAさんのような方ですが、このような方への実態を把握しておられますか。

議 長 坂本保健福祉課長。

坂本保健
福祉課長

森協議員のご質問にお答えします。

只今、議員より3つの質問を頂いたと思いますが、まず、コロナ禍において、自宅でヘルパー等の介護を受けておられる高齢者の身体機能、認知機能の影響についての認識はというご質問ですが、コロナ禍が約2年経過し、自粛生活の長期化による活動の低下や社会とのつながりの希薄化から、全国的に高齢者の身体機能や認知機能の低下が懸念されていると認識をしているところでございます。

次に、自宅でヘルパー等の介護を受けておられる高齢者の実態把握はというご質問ですが、和木町において通常時はヘルパー等の介護サービスを受けておられる高齢者については、担当ケアマネージャーが毎月1回ご自宅への訪問や電話等により、高齢者の様子を確認し、現状を把握のうえ、高齢者の状態に合わせた適切なサービス提供を支援しております。

コロナ禍においては、感染拡大により通所型サービスの営業休止や利用の自粛もありましたが、サービス事業所やケアマネージャーが高齢者と対面できない状況であっても、電話等で利用者の方の心身の状態を把握し、高齢者の生活機能の維持に努めております。

また、これらの支援により、高齢者の心身の状態悪化による介護保険の区分変更申請の件数は増えてはおりません。

最後に、家で生活をしていてまだ介護を必要としない高齢者、Aさんのような方の実態を把握しているのかというご質問ですが、介護を必要としない高齢者の個別の実態把握については、社会福祉協議会やサロン等通いの場の代表者の方々ときめ細かく情報交換をすることによって、高齢者の実態把握に努めております。

しかしながら、高齢者一人ひとりのニーズをすべて把握することは、非常に困難であると考えております。

そこで地域包括支援センターでは、地域の課題解決に向けた地域ケア会議を重ね、地域づくりを推進して参りたいと考えております。

以上でございます。

議 長

森脇明美君。

森 脇 議 員

今、実態の把握については詳しく説明していただきました。
介護を必要としない高齢者、要介護状態に至る前段階のフレイルの方への民生委員、福祉委員の対応や活動はどうなっているのでしょうか。また、行政との連携はどのようにとられていますか。

議 長

坂本課長。

坂 本 保 健

お答えします。

福 祉 課 長

まず、介護を必要としない高齢者に対して民生委員、福祉委員の対応や活動はというご質問ですが、和木町では民生委員さんや福祉員さんによる高齢者の見守り活動を随時行っております。

しかしながら、コロナ禍においては、感染拡大防止のため対面での活動は非常に困難となっております。

そこで、電話での状況把握や、夕方に対象者の方の家の電気が点いているか確認するなど、工夫をしながら見守り活動を継続しております。

次に、行政との連携はというご質問ですが、対象者の高齢者の方に状況変化がみられる場合は、民生委員さんや福祉員さんより保健福祉課の地域包括支援センターにご一報をいただき、個別に対応をしております。

また、まん延防止等重点措置の解除以降は、地域包括支援センター職員による戸別訪問やサロン等で高齢者の健康確認を行っております。

加えて、今後、地域包括支援センターが介護予防教室やサロン等での健康相談の際に、質問用紙によるフレイルチェック等を行い、高齢者の現状把握やフレイル予防を推進して参りたいと考えております。

以上でございます。

議長

森脇明美君。

森脇議員

今、フレイル予防のためにフレイルチェック等行っていただくということで、まあ今後進めていただきたいと思います。

次に、町の高齢者で70歳以上のひとり暮らしの方や75歳以上の方への見守り事業の一環で、愛の一声運動や給食サービスがありますが、このコロナ禍での影響や活動はどのようなになっていますでしょうか。

議長

坂本課長。

坂本保健

お答えします。

福祉課長

まん延防止等重点措置期間中は、感染拡大防止のため町内の公共施設の休館、利用停止を行いました。

そのため、地域活動支援センター、和木町総合福祉会館が利用停止となり、パンの配布及び給食の配布ができない状況となりました。

しかしながら、愛の一声運動のうち乳酸菌飲料の配布事業はコロナ禍においても継続して行っております。

最後に現在の状況ですが、まん延防止等重点措置期間が終了した2月20日以降については、各施設の準備が整い次第パンや給食の配布事業を再開しております。

以上でございます。

議長

森脇明美君。

森脇議員

コロナ禍でも乳酸飲料の配布事業は行なわれたということで、高齢者の方も安心しておられると思います。

次に、最初に質問しましたAさんのように家に閉じこもって友達と会えない高齢者の方々のことを考えれば、自宅でも介護予防が行えるオンライン介護予防支援の一環で「オンラインお茶会」を開催している地域があり、大変好評を得ております。

そもそもオンラインお茶会は、参加者が自宅のパソコンやタブレット、スマホを使いオンラインで交流する会のことです。

オンラインお茶会では、ズームやスカイプ、ラインなどのビデオチャットツールを使います。無料で使えるツールも多くコストをかけずにお茶会が開催できます。高齢者が社会的に繋がる仕組みとして、オンラインによる交流事業を検討してはいかがでしょうか。

議 長

坂本課長。

坂 本 保 健
福 祉 課 長

お答えいたします。

オンラインによる交流事業とは異なりますが、和木町ではコロナ禍でも自宅で介護予防が行えるように、アイキャン和木チャンネルで「いきいき体操」を昨年の1月から毎日午後1時、午後8時の2回定期的に放送をしております。

また広報で周知し、希望される方には体操のパンフレットを配布しております。

まん延防止等重点措置期間が終了し、体操教室が再開された際に、高齢者の皆さんがどのように過ごされていたのか、先日お尋ねをしました。すると、電話で交流を図ったり、好きな「いきいき体操」やラジオ体操、散歩などに取り組まれたとお話をされておりました。

また、あらためてみんなと顔を合わせて、いきいき体操が出来るのがとてもうれしいともお話されておりました。

まん延防止等重点措置期間が終了し、コロナの感染拡大が減少傾向にある現在は、感染対策を十分行いながら通いの場を安全に再開しているところでございます。

さて、議員ご提案のオンラインによる交流事業である「オンラインお茶会」の実施も、コロナ禍で対面での交流が図れない際には、人と人とのつながり続けるため有効な手段だと思われます。

また、日本福祉大学 健康社会研究センターによると、友人や知人に会う頻度が少なくても、電話やメール、手紙などで連

絡しあう非対面交流のみでも、対面交流と同等にうつ状態となる割合が減少するという結果が出ております。

従いまして、オンライン交流事業につきましては、まずはニーズの把握から始めたいと考えております。

以上でございます。

議長 森脇明美君。

森脇議員 今、日本福祉大学ですか、研究センターからの説明で、電話やメール、手紙などでも大丈夫というのを聞いたんですが、やはりニーズを把握していただき、今後オンライン交流事業を考えていただきたいと思います

次に、高齢者のＩＣＴ利用促進を支える基盤整備について、新しい生活様式が求められるなか、「誰もが安心して暮らせる町を目指して」という観点からお尋ねいたします。

大切なことは、新型コロナウイルス禍で突然にやってきたリモート革命のなかで、高齢者世代の情報格差の解消に向け、何にどのように取り組んでいくのかということであると思います。そこで、国などの調査を踏まえて、高齢者のＩＣＴ利用状況やスマホ、タブレット等デジタル機器の保有状況について、町はどのように推測しておられますか。

議長 渡邊企画総務課長。

渡邊企画総務課長 高齢者のスマートフォンですとかパソコン、こういったものの利用に、または保有状況について総務課の方でお答えします。

令和２年に総務省が実施しました通信利用動向調査によりますと、日本国内、全年代、世帯別の情報通信機器の保有状況は、携帯電話及びスマートフォン等のモバイル端末が９７％、うちスマートフォンが８７％、その他パソコン７０％、タブレット型端末が３９％となっており、スマートフォンの普及が進んでいるという調査結果が表れています。

これを年齢階層別に見ますと、モバイル端末の保有状況は、60歳代で88%、70歳代で73%、80歳以上で41%、このうち、モバイル端末のうちスマートフォンの保有状況は、60歳代で67%、70歳代で38%、80歳以上になりますと11%こういった結果が表れております。

また、令和3年度総務省の別調査では、70歳以上のお年寄りになりますと、スマートフォンとタブレット型端末をあわせた合計の利用率でも約41%という結果が出ております。

続いて、様々な情報を入手するためのインターネットの利用状況でございますが、令和2年の個人利用率は全体で83%でした。年齢別で13歳～59歳までの年齢層では利用率が9割を超えていますが、60歳代で83%、70歳代60%、80歳以上になりますと26%このように年齢層が上がると利用率が低くなるという傾向が表れております。また、インターネットを利用する際に用いる端末、機器ですが、これはスマートフォンが一番多くて68%、パソコンは50%、タブレット型端末が24%、この3種類が上位になっておりまして、これは高齢者を含む全ての年齢層で同様の傾向がみられるという調査結果が出ております。

本町における高齢者世代の当該端末保有状況につきましては、個別に町の独自の調査というのは行っておりませんが、全国的な数値と比較して、それほど大きな相違はないと推測しております。ただ、山口県全体の利用率というのは、一応アンケート調査で出ておりまして、全国比でインターネットの利用率が81%、全国比で2%マイナスですね、端末別では、スマートフォンが61%で7%低い、パーソナルパソコンも46%で4%低い、タブレット型端末が18%で6%低い、こういった結果は表れております。

以上です。

議

長

森脇明美君。

森 脇 議 員

今、いろいろな数値について伺いました。

特に高齢者においては、I C Tが利用できるかどうかで、より大きな格差が生じると危惧されます。まず高齢者の皆さんがS N S等を利用できるスマホ・タブレット等デジタル機器を保有することが必要になってくると思いますが、機器保有を拡大するため、何が課題でどのような支援策が必要と想定できるでしょうか伺います。

議 長

渡邊課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長

議員お尋ねの高齢者のスマートフォンやタブレット端末の保有の拡大、何が課題とおっしゃいましたが、高齢者の方々にスマートフォンやタブレットなどのデジタル機器の保有や利用がなぜ広がらないのか、これにつきましても令和3年の情報通信白書、総務省の実施調査ですが、理由としましては、自分の生活には現状で必要ないと思うという方が52%、どのように使えばよいか分からない、まあ機械の使い方がわからないという理由が42%、この2つが上位に挙がっております。

こういう課題に対して、本町として取り組める策としては、高齢者世代の情報格差の解消施策として、令和4年度当初予算にも上げておりますけれども、高齢者向けスマートフォン操作教室の開催に係る経費を計上しております。携帯電話通信事業者の協力のもと、年3回開催を考えております。

また、昨年9月に山口県主導で設置されたデジタルデバインド対策専門部会に本町職員も2名委員として参加しておりまして、今後の情報格差の解消に向けて県内市町や通信事業者とも取組を進めていくこととしております。

議 長

森脇明美君。

森 脇 議 員

今後スマートフォンの講座とかいろいろ進めていただいて、格差がなくなるようにしていただきたいと思います。

非接触のなかにあっても、心の繋がりを支えるツールとし

て、また社会からの孤立を防ぐツールとして、スマートフォンやタブレット等のデジタル機器が活用されることが必要だと思います。

それだけでなく、在宅高齢者の見守りオンライン相談やオンライン診療等も含め、在宅介護、在宅看護、在宅医療という地域包括ケアの充実にICTの活用がしっかり組み込まれることを望みますが、本町としてはどう考えておられますか。

議長 坂本保健福祉課長。

坂本保健福祉課長 お答えします。

議員のおっしゃるとおり、ICT機器の活用が今後の地域包括ケアの充実には欠かせないものとなっていくと思われます。

しかし、先ほどの企画総務課長の答弁にありましたように、スマートフォン・タブレットの70歳以上の利用率は約4割であることから推察すると、1つの自治体で効果的に対応することは運用面・費用面も含めて非常にハードルの高い状況であると考えております。

従いまして、デジタル機器の環境が整うまでは、コンパクトな町という和木町の地域性を活かし、高齢者が住み慣れた地域で健康で末永く生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを着実に進めるとともに、高齢者のニーズやICT環境の情報の把握に努め、来るべき時に備えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 森脇明美君。

森脇議員 今後、ご家庭にタブレット端末を置き、訪問看護師や医師からビデオ通話で支援を受けることができれば、家族にとってはとても心強いのではないのでしょうか。ぜひ、そうした具体的な活用イメージを持って取組を推進していただくよう要望いたします。

次に子宮頸がんを予防するHPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン接種についてお尋ねします。

HPVワクチンは、平成25年4月に小学校6年生から高校1年生の女子を対象とした定期接種で公費の助成が可能となりました。ところが、接種後に痛みが出るなどの多様な健康被害を生じたと報告を受け、厚生労働省が同年6月に定期接種を継続したまま、接種の積極的な勧奨を差し控える旨の通知を行いました。令和3年11月に、ワクチンの安全性について特段の懸念を認めないことにより、積極的な勧奨の差し控えを終了することとなりました。

日本では一万人の女性が子宮頸がんになり患し、約2900人が亡くなっておられます。私は子宮頸がんで苦しむ女性を減らすため、一人でも多くの女性が若いうちに、HPVワクチンについての正しい情報に接した上で接種を検討していただくことが重要だと考えます。

最初に、平成25年6月、厚生労働省よりHPVワクチン接種の積極的な勧奨を差し控える旨の通知がありましたが本町の対応を伺います。

議 長

坂本課長。

坂 本 保 健
福 祉 課 長

お答えします。

子宮頸がん予防ワクチン接種事業は、平成23年1月から国の補助事業として急遽無料接種が開始されました。

町は、個別通知や広報、和木中学校での説明会を開くなど周知を図り、契約医療機関での個別接種を行っております。

平成25年4月、予防接種法を改正し、補助事業から、予防接種法に基づく定期接種に切り替わりました。

しかし、ワクチンとの因果関係を否定できない激しい痛みを訴える事例が認められ、議員が言われましたように、平成25年6月、国から、接種の積極的な勧奨を差し控える勧告が出され、和木町ではホームページや広報誌により周知に努めたところでございます。

また、医療機関にも通知し、国のリーフレットを掲示していただきました。

以後、対象者への接種勧奨を控えたため、接種実績が無いという状況が続いておりました。

以上でございます。

議長 森脇明美君。

森脇議員 今、平成25年6月からの状況について伺いました。

次に、令和2年10月、厚生労働省はHPVワクチン対象者に個別案内を出すよう通知していますが、本町はどのように対応しておられますか。

議長 坂本課長。

坂本保健
福祉課長 お答えします。

令和2年10月、積極的勧奨差し控え勧告から7年経過し、子宮頸がん予防の観点から、定期接種でありながら対象者がワクチンに関する情報を適切に受け取っていない状況について、国において見直しが行われました。

国からは、「接種を受けましょう」などの積極的勧奨となる内容を含まないように留意した情報提供資材を対象者へ個別送付する旨の通知が出され、町は近隣市町の対応等も調査検討し、令和3年1月、ワクチンに関するリーフレットを同封し、対象者に個別通知を行い、また令和3年度も4月に同じ内容の通知をいたしております。

以上でございます。

議長 森脇明美君。

森脇議員 今、令和3年4月から行われ、令和3年の11月、また、国の審議会においてワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリス

クを明らかに上回ると認められたことで、積極的な勧奨の差し控えを終了することになりました。

そこで町の対応をお伺いいたします。

議長 坂本課長。

坂本保健福祉課長 お答えします。

令和３年１１月に発出された国の通知に従い、令和４年４月から予防接種法に規定する対象年齢の小学６年生から高校１年生相当の女子へ、「予防接種を受けましょう」という呼びかけ文書や予診票を個別通知するなど、積極的な勧奨を再開いたします。

なお、接種費用については、令和４年度当初予算に計上しております。

以上でございます。

議長 森脇明美君。

森脇議員 令和３年の１２月に、積極的な勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方に、時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うキャッチアップ接種の実施が決まりました。平成９年度生まれから平成１７年度生まれまでの女子が対象となりますが、町の対応を伺います。

議長 坂本課長。

坂本保健福祉課長 お答えします。

積極的勧奨の差し控え期間中に接種機会を逃された方、今、議員が言われました平成９年度生まれから平成１７年度生まれの女子の方についても、国の方針に従い適切に周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長 森脇明美君。

森 脇 議 員 適切に処置されるということですが、やはり、何も知らないまま定期接種の対象期間が過ぎてしまったという町民を出さないよう、ＨＰＶワクチンの正しい情報を知って接種について判断して頂くためにも、対象の最後の年である高校１年生の女子に対しては、接種の可否を判断するための最新の情報と共に、助成期間が年度内に終了する旨の通知を時間的余裕をもって行っていただくよう要望し、一般質問を終わります。

議 長 再質問はございませんか。

森 脇 議 員 ありません。

議 長 再質問がないようですので、以上で森脇明美君の一般質問を終わります。